Ⅷ 調 査 票

鳥取県男女共同参画意識調査

調査のお願い

この調査は、皆さまに男女共同参画に関するお考えやご意見をお伺いし、これからの県の施策を検討するための資料とするため、5年に1度実施しているもので、今回で7回目となります。 県内にお住まいの20歳以上の方の中から、無作為に選ばせていただいた男女約 2,400人の方々を対象に実施させていただきます。

つきましては、お忙しいところ、大変お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、 ぜひ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- お答えいただいた内容は、行政上の基礎資料として活用することを目的としておりますので、他の目的に利用することはございません。
- この調査では、あなたのお名前やご住所をお答えいただく必要はございません。
- 調査の結果は、統計的に処理し公表いたしますが、本調査の目的以外に利用することはご ざいません。
- 結果公表は、平成27年3月を予定しております。

平成26年7月 鳥取県

ご記入にあたってのお願い

- 1 ご記入は、封筒のあて名のご本人にお願いします。お名前を記入していただく必要はありません。
- 2 答えにくい質問もあるかと思いますが、お答えになれる範囲で結構です。
- 3 この調査票は、原則、平成26年8月1日現在で記入してください。
- 4 回答は、最初の質問から順番に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えにあてはまる番号に〇印をつけてください。

また、「その他」にあてはまる場合には、()内に具体的な内容を記入してください。

- 5 ご記入後は、この調査票を同封の返信用封筒(切手不要)にいれ、<u>8月14日まで</u>に、投 函してください。
- 6 記入上の不明な点や調査に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

鳥取県 地域振興部 男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

TEL: 0857-26-7077 FAX: 0857-26-8107

Eメール: danjyo@pref. tottori. jp

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。あてはまる番号にOをつけてください。

① あなたの性別は。

1	男性	2	女性
---	----	---	----

② あなたの年齢は満でおいくつですか。

1	20~29歳	2	30~39歳	3	40~49歳
4	50~59歳	5	60~69歳	6	70~79歳
7	80歳以上				

③ あなたの職業はどれにあたりますか。

1	勤め人(正規社員・職員)	2	勤め人(臨時・パート・アルバイトなど非正規社員・職員)
3	農林漁業	4	自営業・自由業・家業(農林漁業を除く)
5	家事専業	6	その他()
7	学生	8	無職

④ あなたは、結婚(婚姻届を出していない事実婚を含む)されていますか。

1	未婚である	2	結婚している	3	結婚していたが離別・死別した				
ロトロダナヤナかとは思っ									

_____2と回答されたかたは⑤へ

⑤ あなたの配偶者 (パートナー) の職業はどれにあたりますか。

1	勤め人(正規社員・職員)	2	勤め人(臨時・パート・アルバイトなど非正規社員・職員)	
3	農林漁業	4	自営業・自由業・家業(農林漁業を除く)	
5	家事専業	6	その他()	
7	学生	8	無職	

⑥ あなたの世帯は、次のどれにあてはまりますか。

1	単身世帯(ひとり暮らし)	2	単身世帯(単身赴任)	3	一世代世帯(夫婦のみ)
4	二世代世帯(親と子)	5	三世代世帯(親と子と孫)	6	その他の世帯

⑦ あなたにはお子さん(同居、別居を問わず)がいますか。一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。

1	未就学児	2	小学生	3	中学生	
4	高校生	5	大学生・大学院生(高専、短大、専門学校を含む)			
6	社会人	7	子どもはいない			

⑧ あなたのお住まいの地域はどちらですか。

1	東部地域	〔鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町〕
2	中部地域	〔倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町〕
3	西部地域	〔米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町〕

問1 あなたは、次の言葉について知っていますか。

1 男女共同参画社会

	1	知っている	2	聞いたことがある	3	知らない
--	---	-------	---	----------	---	------

男女が社会の対等な構成員として、性別にとらわれることなく政治的、経済的、社会的及び文化的なあらゆる分野に参画し、共に責任を担う社会

2 鳥取県男女共同参画推進条例

1	知っている	2	聞いたことがある	3	知らない
---	-------	---	----------	---	------

鳥取県における男女共同参画社会づくりを推進するため、平成12年12月に、議員提案としては全国初の条例として制定されたもの

3 第3次鳥取県男女共同参画計画

1	知っている	2	聞いたことがある	3	知らない
---	-------	---	----------	---	------

男女共同参画社会の実現に向けた鳥取県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画のこと

4 ポジティブ・アクション (積極的改善措置)

1	知っている	2	聞いたことがある	3	知らない
---	-------	---	----------	---	------

ケ性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会 を積極的に提供すること

5 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

1 知っている │ 2 聞いたことがある │ 3 知らない
--

だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと

6 ドメスティック・バイオレンス(DV)

1 知っている 2 聞いたことがある	3	知らない
--------------------	---	------

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のことで、殴る、けるといった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含む

男女平等に関する意識

問2 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(それぞれ1つずつにO)

	優遇されている 男性のほうが	優遇されている 男性のほうが どちらかといえば	平等である	優遇されている 女性のほうが どちらかといえば	優遇されている 女性のほうが	わからない
① 学校教育	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 家庭生活	1	2	3	4	5	6
④ 町内会や地域活動の場	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治や行政の施策・方針決定の場	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・習慣やしきたりなどで	1	2	3	4	5	6

家庭生活等に関する意識・考え方

問3 配偶者又はパートナーがいるかたにおたずねします。次にあげる家庭の仕事は、主にどなたが 担当されていますか。(それぞれ1つずつに〇)【いない方は問4へお進みください】

	ほとんど自分	自分といえば	同じ程度分担	配偶者	ほとんど配偶者	他の家族	活動がない
① 家事(炊事、洗濯、掃除など)	1	2	3	4	5	6	7
② 子育て(子どもの世話、しつけなど)	1	2	3	4	5	6	7
③ 介護(介護の必要な親の世話・病人の世話)	1	2	3	4	5	6	7
④ 地域活動(自治会、町内会、PTA活動など)	1	2	3	4	5	6	7

問3-1 この分担はどのように決まりましたか。最も近いものを選んでください。

(1つだけにO)

1	自分でしたい(できる)から	5	自分がやるのが当然と思われているから		
2	家族がしない(できない)から	6	る 家族に時間がないから		
3	家族との話し合いで	7	その他(具体的に:)		
4	家族が望んだから				

問3-2 現在の分担を全体的にみて、あなたは満足していますか。(1つだけにO)

1	1	満足	4	不満
2	2	どちらかといえば満足	5	どちらともいえない
3	3	どちらかといえば不満		

問4 あなたの生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお たずねします。

(A) 「希望」としては、何を優先したいですか。(1つだけにO)

1	「仕事」を優先したい
2	「家庭生活」を優先したい
3	「地域・個人の生活」を優先したい
4	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランスをとりたい
8	わからない

(B) 「現実(現状)」では何を優先していますか。(1つだけにO)

1	「仕事」を優先している
2	「家庭生活」を優先している
3	「地域・個人の生活」を優先している
4	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランスがとれている
8	わからない

問5 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (3つ以内にO)

1	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
2	男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
3	夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる
4	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する
5	社会の中で、男性による家事などについても、その評価を高める
6	労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする
7	男性が家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
8	研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高める
9	子育てや介護、地域活動を行うための、男性の仲間(ネットワーク)づくりを進める
10	仕事との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける
11	その他(具体的に:)
12	特に必要なことはない

問6 あなたは保育サービスを含む子育て支援に、どのようなことを希望しますか。

(3つ以内に〇)

1	子どもが急に病気になったときの「病児保育」や「病後児保育」
2	残業など急な予定変更があったときの「延長保育」や「休日保育」
3	親の働き方にあわせた「一時預かり」や「夜間保育」
4	親が用事をすます間の、短時間の預かり
5	親と保育者が対話する機会の充実
6	幼稚園と同じような幼児教育
7	子どもを遊ばせる場や機会の充実
8	親のリフレッシュの場や機会の提供
9	親の不安や悩みを相談する場
10	父親の子育て参加に関する意識啓発
11	子育ての仲間(ネットワーク)づくりの支援
12	子育てに関する幅広い情報の提供
13	子育てに関する講座・研修
14	その他(具体的に:)

問7 あなたが家族の介護をする(している)場合、どのような支援を希望しますか。

(5つ以内に〇)

4 ウウに計明 マナミミをウム珠井 パラ	
1 自宅に訪問してもらう在宅介護サービス	
2 自宅から施設に通って受ける在宅介護サービス	
3 自宅から施設や病院への送り迎えなどの移送サービス	
4 食事を自宅へ配送する配食サービス	
5 設備の整った介護保険施設への入所	
6 介護サービス付きの有料老人ホームへの入所や高齢者専用住宅への入居	
7 介護サービスや介護サービスを提供する事業所、福祉用具に関する幅広い情報の提供	
8 介護サービスを選択するための助言・アドバイス	
9 介護方法に関する講座・研修	
10 介護を行う者のリフレッシュの場や機会の提供	
11 介護を行う者の不安や悩みを相談する場や仲間(ネットワーク)づくりの支援	
12 介護をしながらでも仕事が続けられるような柔軟な介護サービスの提供	
13 介護をしながらでも仕事が続けられるような短時間勤務などの労働環境の整備	
14 介護に専念できるような介護休業制度の充実	
15 その他(具体的に:)

男女の就労について

問8 次にあげる考え方について、あなたはどう思いますか。(それぞれ1つだけにO)

	賛成	賛成	反対	反対	わからない
① 男性は外で働き、女性は家庭を守る	1	2	3	4	5
② 女性は外で働き、男性は家庭を守る	1	2	3	4	5
③ 男性も女性も外で働く	1	2	3	4	5

問9 女性の働き方について、あなたはどう思いますか。

(A) 「理想」はどうですか(どうでしたか)。(1つだけにO)

1	結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
2	子育ての時期だけ一時的に仕事をやめ、その後は仕事を続ける
3	結婚するまでは仕事をもち、結婚後は家事などに専念する
4	子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら育児などに専念する
5	仕事をもたない
6	その他(具体的に:)

(B) 「現実」ではどうですか(どうでしたか)。(1つだけにO)

1	結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)
2	子育ての時期だけ一時的に仕事をやめ、その後は仕事を続けている(いた)
3	結婚するまでは仕事をもち、結婚後は家事などに専念している(いた)
4	子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら育児などに専念している(いた)
5	仕事をもっていない
6	結婚、出産をしていない
7	その他(具体的に:)

問10 あなたは、女性が結婚や出産後も退職せずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(それぞれ1つずつに〇)

	とても必要	必要	必要ではない	必要ではない
① パートナー(男性)の理解や家事・育児などへの参加	1	2	3	4
② パートナー(男性)以外の家族の理解や家事・育児などへの参加	1	2	3	4
③ 保育施設など子育て支援サービスの充実	1	2	3	4
④ 福祉施設など介護サービスの充実	1	2	3	4
⑤ 短時間労働、フレックスタイム制度の導入	1	2	3	4
⑥ 企業経営者や職場の理解	1	2	3	4
⑦ 育児・介護休業などの休暇制度の充実	1	2	3	4
⑧ キャリアアップに向けた研修など職場における教育機会の充実	1	2	3	4

【現在、職業をお持ちのかたにおたずねします(職業をお持ちでないかたは、問12へ)】 問11 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。(あてはまるものすべてに〇)

1	生計を維持するため	9	視野を広げたり、友人を得るため
2	家計の足しにするため	10	社会に貢献するため
3	住宅ローンなど借金の返済のため	11	仕事をすることが好きだから
4	教育資金を得るため	12	働くのが当然だから
5	将来に備えて貯蓄するため	13	時間的に余裕があるから
6	自分で自由に使えるお金を得るため	14	家業であるから
7	やりがいや充実感を得るため	15	その他()
8	自分の能力・技能・資格をいかすため	【次	

【現在、職業をお持ちでないかたにおたずねします】

問12 あなたが職業をお持ちでないのは、どのような理由からですか。

(あてはまるものすべてにO)

1	経済的に働く必要がない	8	家族が望まないから	
2	自分のやりたいことをしたいから	9	家族の介護や世話をするため	
3	家にいるのが当然だから	10	在学(資格取得の勉強)中だから	
4	家事の負担が大きいから	11	高齢(定年退職した後)だから	
5	育児に専念したいから	12	働くことに向いていない(嫌い)だから	
6	健康や体力に自信がないから	13	その他()
7	希望どおりの仕事が得られないから			

問13 あなたは今後、やりたいと思う仕事があれば働きたいと思いますか。(1つだけに〇)

1	今すぐに働きたい	3	働きたいと思わない
2	将来的には働きたい	4	わからない

男女共同参画社会について

問14 政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由はなんだと思いますか。(3つ以内にO)

1	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため
2	男性優位の組織運営のため
3	家族の支援・協力が得られないため
4	女性の能力開発の機会が不十分であるため
5	家事、子育て、介護の負担が大きいため
6	女性の活動を支援するネットワーク等の組織の不足
7	女性自身の積極性が不十分であるため
8	女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
9	その他(具体的に:)

問15 男女共同参画社会について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。

(1つだけに〇)

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで 性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ 「人」として個性と能力が十分に発揮でき 自分にできることは自分で責任を持って取り組み できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って 心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会」のことです。

1	男女共同参画社会の実現を目指して、取り組む必要があると思う
2	男女共同参画社会はすでに実現されているので、特に取り組む必要はないと思う
3	男女共同参画社会の考え方に賛成できないので、特に取り組む必要はないと思う
4	わからない
5	その他(具体的に)

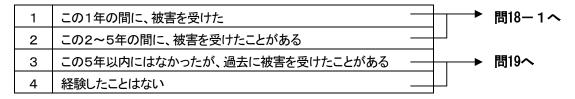
問16 「男女共同参画社会」を実現するために、鳥取県の取組として、特にどのようなことに力を入れて行くべきだと思いますか。 (3つ以内に〇)

1	男女共同参画の視点から、慣習の見直しや広報・啓発を進める
2	男女平等の視点に立った教育や学習を進める
3	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する
4	就労における男女の機会均等や働きやすい環境の整備を進める企業の取組を支援する
5	保育の施設・サービスや子育て支援を充実する
6	介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスを充実する
7	労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しを啓発する
8	子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
9	子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
10	県の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
11	県の職員自身が率先して、家庭や地域で男女共同参画を実践する
12	市町村における取組を支援する
13	その他(具体的に:)

問17	男女共同参画についてあなたが日は	頁感じていることや、	鳥取県の男女共同参画の推進に関する
	取組についての御意見などがあれば、	自由にお書きくださ	L's

男女間における暴力について

問18 配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力等を受ける「ドメスティック・バイオレンス (DV)」に関して、あなたは暴力の被害を受けたことがありますか。



問18-1 その時あなたは、だれかに相談しましたか。 (あてはまるものすべてに〇)

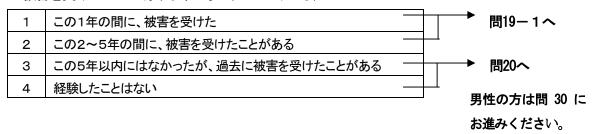
1	福祉相談センター(婦人相談所)に相談した	
2	女性相談の窓口(福祉保健局・心と女性の相談室)や男女共同参画センターに相談した	
3	人権相談の窓口(人権・同和対策課、県民局、法務局、人権擁護委員)に相談した	
4	警察に連絡・相談した	
5	市町村の相談窓口に相談した	
6	1~5以外の公的な機関に相談した(具体的に:)
7	民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、民間シェルターなど)に相談した	
8	医療関係者(医師、看護師など)に相談した	
9	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した	
10	家族や親戚に相談した	
11	友人・知人に相談した	
12	その他(具体的に:)
13	どこ(だれ)にも相談しなかった □ 問18−2へ	

問18-2 どこ (だれ) にも相談しなかったのは、なぜですか。

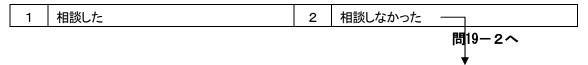
(あてはまるものすべてにO)

1	どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
2	恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3	相談してもむだだと思ったから
4	相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
5	加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
6	相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7	自分ががまんさえすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
8	世間体が悪いから
9	他人を巻き込みたくなかったから
10	他人に知られると、これまで通りのつき合いができなくなると思ったから
11	そのことについて思い出したくなかったから
12	自分にも悪いところがあると思ったから
13	相手の行為は愛情の表現だと思ったから
14	相談するほどのことではないと思ったから
15	その他(具体的に:)

問19 同じ人につきまとったり、執拗に電話をかけるなどの、いわゆるストーカー行為に関して、あなたは被害を受けたことがありますか。(1つだけに〇)



問19-1 その時あなたは、警察などの相談機関に相談しましたか。(1つだけにO)



問19-2 相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまるものすべてにO)

1	どこに相談してよいのかわからなかったから
2	恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3	相談してもむだだと思ったから
4	相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどくなると思ったから
5	加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
6	相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7	自分ががまんさえすれば、なんとかやっていけると思ったから
8	世間体が悪いから
9	そのことについて思い出したくなかったから
10	自分にも悪いところがあると思ったから
11	相手の行為は愛情の表現だと思ったから
12	相談するほどのことではないと思ったから
13	その他(具体的に:)

女性のかたにお聞きします

【男性のかたは、13 ページの問 30 にお進みください。】

内閣府のアンケート調査(「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 24 年 4 月))によれば、異性から無理やりに性交された経験のある女性は 7.7%あり、被害を受けたかたのうち 67.9%のかたは、その被害について誰にも相談していない、とされています。

本県では、性暴力被害者のかたが安心して相談できる体制を確立するため、被害者支援に関係する機関・団体等が協働・連携して、被害者のかたを支援する連携ネットワークを構築するための検討・準備を進めているところです。趣旨を御理解いただき、調査への御協力をお願いします。

問 20 あなたはこれまでに、性暴力(同意のない・対等でない・強要された性的行為)を受けたことがありますか。 (1つだけに〇)

1	1回あった	 ──▶ 問 21 へお進みください。
2	2回以上あった	
3	まったくない	 ─️▶ 13 ページの問 30 へお進みください。

その出来事についてお聞きします。2回以上あったかたは、あなたがより深く傷ついた経験の1つについてお答えください。

問 21 その出来事があったとき、あなたは加害者と面識がありましたか。(1つだけにO)

1	まったく知らない人	-	┣━━▶ 問23へお進みください。
2	顔見知り程度の人		→ 問22へお進みください。
3	よく知っている人		

問22 加害者はあなたとどのような関係でしたか。(1つだけにO)

1	配偶者(事実婚、別居中を含む)・元配偶者(事実婚を解消した者を含む)
2	親(養親・継親も含む)
3	兄弟(義理の兄弟も含む)
4	上記以外の親戚(具体的に)
5	職場・アルバイトの関係者(上司、同僚、部下、取引先の相手など)
6	通っていた(いる)学校・大学の関係者(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)
7	地域活動や習い事の関係者(指導者、先輩、仲間など)
8	生活していた(いる)施設の関係者(職員、先輩、仲間など)
9	その他(具体的に)

問 23 その被害にあったのはいつですか。(1つだけにO)

1	小学校入学前	5	20歳代
2	小学生のとき	6	30歳代
3	中学生のとき	7	40歳代
4	中学卒業から19歳まで	8	50歳代以上

問24 あなたは、その被害によって、生活上の変化がありましたか。

(あてはまるものすべてにO)

1	学校(大学)をやめた・変えた
2	学校(大学)はやめなかったが、しばらく休んだ
3	仕事(アルバイト)をやめた・変えた
4	仕事(アルバイト)はやめなかったが、しばらく休んだ
5	転居(引越)をした
6	異性と会うのが怖くなった
7	外出するのが怖くなった
8	夜、眠られなくなった
9	心身に不調をきたした
10	自分が価値のない存在になったと感じた
11	その他(具体的に)
12	特にない

問 25 あなたはその被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまるもの すべてを選んでください。 (Oはいくつでも)

1	警察に連絡・相談した		
2	警察以外の公的な機関に相談した		
3	民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談した		
4	医療関係者(医師、看護師など)に相談した		
5	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した		
6	家族や親戚に相談した		
7	友人・知人に相談した		
8	その他(具体的に)		
9	どこ(だれ)にも相談しなかった → 問29へお進みください		

→ 【「1 警察に連絡・相談した」~「8 その他」に相談したと答えたかたにお聞きします。】

問26 最初に相談した相手は誰ですか(1つだけに〇)

1	警察
2	警察以外の公的な機関
3	民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー、民間シェルターなど)
4	医療関係者(医師、看護師など)
5	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)
6	家族や親戚
7	友人·知人
8	その他

問 27 被害にあったことを最初に相談した相手(機関の担当者や家族、知人など)の対応はどうでしたか。(あてはまるものすべてにO)

1	自分の気持ちや状況を受け止めてくれた
2	話を聞いて、なぐさめてくれた
3	警察に届けるよう、すすめられた
4	病院を受診するよう、すすめられた
5	カウンセラーに相談するよう、すすめられた
6	その他の公的機関に相談するよう、すすめられた
7	早く忘れるよう助言された
8	相手が動揺した
9	被害にあったことを責められた
10	その他(具体的に)

問 28 被害にあったことを相談してよかったですか。 (1つだけにO)

1 相談してよかった	2 相談しなければよかった	
------------	---------------	--

【問25で「9 どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えたかたにお聞きします。】

問 29 どこ (だれ) にも相談しなかったのは、なぜですか。 (あてはまるものすべてにO)

1	どこに相談してよいのかわからなかったから
2	恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3	相談してもむだだと思ったから
4	相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどくなると思ったから
5	加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
6	相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7	自分ががまんさえすれば、なんとかやっていけると思ったから
8	世間体が悪いから
9	他人を巻き込みたくなかったから
10	他人に知られると、これまでどおりの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
11	そのことについて思い出したくなかったから
12	自分にも悪いところがあると思ったから
13	相手の行為は愛情の表現だと思ったから
14	相談するほどのことではないと思ったから
15	その他(具体的に:)

問30 男女間における暴力をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(3つまでに〇)

1	家庭で親や家族が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
2	学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
3	地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
4	メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
5	被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
6	被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7	暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8	命の尊さや思いやりについての教育、学習機会を充実する
9	コミュニケーション能力を向上するための教育を行う
10	加害者への罰則を強化する
11	暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピューターソフトなど)を取り締まる
12	その他(具体的に:)
13	特にない

長時間、調査にご協力いただきありがとうございました。

記入漏れがないか、もう一度お確かめの上、同封の返信用封筒(切手不要)で、 平成26年8月14日までに、ご返送ください。